

くりはらし

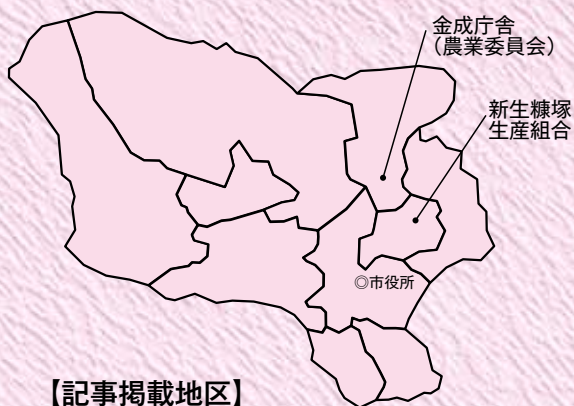
農業委員会だより

第12号

平成22年1月1日発行



写真：伊豆沼の日の出



主な内容

- 年頭の挨拶…………… 2 P
- 活動報告…………… 3 P
- おらほの活動ほか…………… 4 P
- 農地法改正について…………… 5 P
- 農業委員会からのお知らせ…………… 6 P



年頭の挨拶

栗原市農業委員会

会長 門 傳 仁

あけましておめでとうござい
ます。

昨夏、天候が寡照に推移し大
変心配致しましたが、水稲は品
質も良く収量も平年並みとな
り、環境保全米の産地「栗原市」
としての面目躍如、農家の皆様
の努力が、文字通り実を結んだ
ものと感激しております。

さて、昨年末、「改正農地法」
が施行され、「所有から利用へ」
と農地行政は大きく様変わりし
ました。今次改正にあたって農
業委員会系統組織では、将来と
も一般株式会社での農地所有権を
容認しないこと等、強く要請し
て参りました。その結果、農地
の権利取得者は、農作業に常時
従事する個人と農業生産法人の
耕作者が基本であることを明確
にするとともに、一般法人の農
業参入による様々な懸念を払拭
する措置を強化できたのでない
かと受け止めております。一方
で、「改正農地法」では農地利
用に関して、遊休農地の発生防
止、法人の耕作地の確認、転用

の厳格化、別段面積の設定、賃
借料情報の提供等、農業委員会
の業務と責任の範囲が広くなり
ました。

われわれ農業委員は意識改革
に努め、その役割と責任を深く
受け止め、新たな農地制度の周
知・徹底に取り組んで行かなけ
ればなりません。行政委員会と
して日常的な業務評価も行うこ
ととなっており、法令事務はも
とより任意業務についても透明
性の向上、公平・公明性の確保
に留意しつつ、適正実施に努め
て行く所存であります。

また、農業委員会事務局の金
成庁舎移転に伴い、相談室等も
設置し個別に相談いただけるよ
う配慮しておりますので、お気
軽にご利用いただきたいと存じ
ます。

農業に関して厳しい環境が続
いておりますが、地域と農業を
守るため本年も日々活動して参
りますので、今後ともご協力の
程お願い申し上げます、年頭
のご挨拶といたします。

第53回宮城県農業委員会活動の活性化をめざして

農業と農村の活性化のため

に、将来展望が持てる農政の実
現に向けて政策要望等を行うた
め、県内の農業委員が一堂に会
し、第53回宮城県農業委員会大
会が平成21年11月24日、大和町の
まほろばホールにおいて開催さ
れました。

大会では、東京大学大学院農
学生命科学研究科の鈴木宣弘教
授を講師に迎え、「新たな食料・
農業・農村基本計画は何を目指
すか」をテーマに記念講演が行
われました。鈴木教授は、農業
政策のあるべき姿について、「農
村現場の声に答え、なおかつ消
費者である国民が納得できる農
業政策の実現に向けて早急に対
策を取るべきであり、また、対
症療法的な緊急対策を繰り返す
のではなく、緊急事態に備えて
施策の発動のルールを事前に定
めておくような制度体系を重視
するべきである。」と独自の視
点から農業政策に対し提言なさ
れました。

その後、農地制度改革に伴う
農業委員会系統組織の体制強化
に関する要望決議をはじめとす

る5つの議案が決議されました。

また、「農業委員会は、とり
わけ現場主義を徹底し、地域や
集落から評価される活動を行
い、農政の最重点課題である担
い手の確保や優良農地の確保と
有効利用に最大の努力を傾注し
ていく」とする大会宣言が採択
されました。

大会の冒頭に行われた表彰式
では、農業委員として20年勤続
された佐藤秀男委員に対して宮
城県知事から感謝状が授与され
ました。



県知事から感謝状を授与される佐藤秀男委員

部会活動報告

農地パトロールを実施しました



農地パトロール前の打ち合わせの様子

農業委員会では、平成21年11月11日から13日にかけて、無断転用や産業廃棄物の不法投棄、そして耕作放棄地の防止等のため、農地パトロールを行いました。

パトロールは、農業委員会の農地部会ごとに部会長を中心として班体制を組織し、市内全域を対象として調査を行いました。

耕作放棄地は、特に山間地域で多く見られ、一部ではほとんど草が生い茂った状態の農地等を確認しました。



農地パトロールを行う農業委員

これは山間地域ほど耕作に経費等がかかる傾向にあり、一度荒廃した農地になるとさらに経費や手間が掛かるため、結果として再度農地として使用することが困難な状態まで荒廃してしまふという悪循環によるものです。

この原因は、地域における担い手の不足等によるものと考えられ、耕作放棄地の増加を止めるためには、集落営農や農作業受委託の推進等、耕作者が耕作しやすい環境の整備を図っていくことが重要です。

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

- わが国の食料自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が成立し、平成21年12月に施行されました。
- 新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- 農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。



農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地があつてお困りの方は農業委員会までご連絡下さい。



農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

新生糠塚生産組合 (集落営農活動)

おらほの活動

〜新農政への取り組み〜

志波姫糠塚地区では、農家11戸が集落営農を立ち上げ、主に水稲及び大豆を栽培していますが、市内でもあまり例のないサツマイモの栽培と販売にも力を入れていきます。

サツマイモは、管理にあまり手間が掛からないため比較的育てやすく、また、水はけの良い当地区での栽培に適しています。

昨年度は、2800本の苗を植え、収穫量はまずまずでしたが、品質があまりよくありませんでした。そのため、今年度は、病虫害予防を行い、収穫量・品質ともに良い出来となりました。

収穫したサツマイモは、昨年度と同様に地元のエポカ21の観光物産館や市内の菓子店に販売する予定です。

サツマイモの栽培については、まだ手探りの状態ですが、近い将来栽培面積を増やし、また、そのまま販売するのみではなく加工品にして販売するなど新たな栗原ブランドを模索し、組合員一丸とな



サツマイモの収穫



サツマイモの定植

って魅力のある農業に取り組んでいきたいと考えています。

新生糠塚生産組合

組合長 千葉 幸雄

第2回

女性農業委員による

季節の郷土料理教室

私たち女性農業委員が講師となり、地元で採れた食材を用いた「季節の郷土料理教室」を平成21年11月19日、若柳多目的研修センターにおいて開催しました。

料理教室は、今回で2回目の開催でしたが、栗原市内から21名の参加があり、女性ばかりでなく意欲的な男性の参加もありました。

メニューは、①花ずし、②レンコンのかば焼きそして③白菜と豚肉の重ね蒸しの3品を作りました。中でも花ずしは、「お正月に向けて子供と一緒にまた作りたい。」などの感想があり大好評でした。

また、料理の試食の際には、作った料理を味わうだけでなく、参加者と一般的な家庭料理の味付けや食材の保存方法などの情報交換を行うことができました。

今回は、2月頃に米粉を使った料理を予定しており、詳細が決まりましたら広報等でお知らせしたいと思いますので、多数の皆さんのご参加をお待ちしております。

鈴木春江委員



花ずし (左)、レンコン蒲焼 (上)、重ね蒸し (右)



料理の作り方を教える鈴木春江委員と参加者

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料 / 1ヶ月600円 (送料込)

お申し込み・お問合せは、栗原市農業委員会事務局まで 電話 42-1239

農地法が改正されました

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かすことが重要です。こうした観点から農地法等が改正され、平成21年12月から施行されています。

新しい農地法等はこうなります!!

1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!

農地の借り受け者の範囲

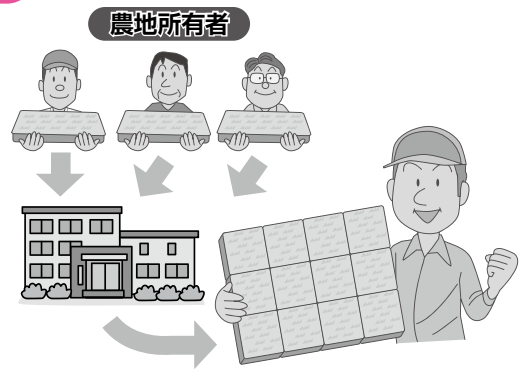
(改正前)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人



2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられます!

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うことになります!



= 新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい =

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

農業委員会からのお知らせ

農業委員会委員選挙人名簿登載申請をお忘れなく

◆ 平成22年1月1日現在において下記の要件を満たす方は、選挙人名簿登載申請が必要です。

- 栗原市に住所を有する人
- 年齢20歳以上の人（平成2年4月1日以前に出生した方）
- 1,000㎡以上の農地で耕作を営む人
- 上記の耕作を営む人の同居親族または、配偶者で年間60日間以上耕作に従事している人（農地を1,000㎡以上所有していても、実際に耕作していなければ資格はありません。）

※ 申請書は対象世帯に行政区長経由で配布されます。

記載例を参考に記入していただき、1月6日(水)までに返信用封筒に入れて各地区の行政区長へ提出してください。

贈与税納税猶予の継続届と不動産取得税徴収猶予の延長届について

農地の生前一括贈与により、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予を受けている方は、3年ごとにそれぞれを継続するための届け出が必要です。

築館税務署と栗原県税事務所から対象者あてに届出書が送付されますので、必要事項を記入し、**平成22年2月16日(火)まで**に各総合支所産業建設課へ提出してください。

農地の賃借料情報の提供について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されたことから、農業委員会では農地賃貸借契約の目安として、農地の賃借料情報を提供します。

提供する情報は、栗原市内各地域字地内の10アール当たりの実勢賃借料の平均値、最高値及び最低値です。

なお、提供する情報量が多いため、農業委員会又は各総合支所産業建設課において閲覧等が行えるようにする予定ですので、詳細につきましては農業委員会までお問い合わせ下さい。

農業委員会事務局 電話 42-1239

事務所が移転しました

市の広報等でもお知らせしておりましたが、平成21年11月9日から**農業委員会事務局が市役所金成庁舎3階**に移転しました。なお、電話番号等も下記のとおり変更になっております。

〒989-5171
宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地
電話番号 0228-42-1239
FAX番号 0228-42-1249

編集後記

昨年末に、農地貸借規則の緩和を主な目的とした改正農地法が行われ、農地制度は転換点を向かえています。

そのため、農業委員会としても、栗原市の農業の活性化のため、農業政策の変化等についてより一層分かりやすく効果的な情報を発信してまいりますので、今年も御愛読下さいますようお願い致します。

菅原一志委員